

# I章 策定にあたって

# 1. 計画策定の背景

本市は、平成 16 年に、都市計画マスタープランを策定しました。

その後、平成 20 年に旧北条市との合併に伴う既往計画の追補版として策定されましたが、中間目標年次(平成 22 年、基準年次は平成 12 年、長期は平成 32 年)を迎えることから、計画の見直しが必要となっています。

また、人口・経済情勢・行財政状況など、厳しい社会環境下にあることから、効率的な都市経営の視点に十分留意しつつ、現計画を基本としつつも、都市づくりの重点戦略の明確化とともに、有効な施策の段階的な実現化、公民協働の取組みの活性化を推進する計画づくりと仕組みづくりが重要となっています。

このため、本市において想定される社会経済状況の変化に対応するため、効率的で効果的な都市経営に配慮した、新しい都市計画マスタープランを策定しました。

策定に際しては、本市の総合的な交通体系の方針としての都市交通戦略など、上位関連計画の見直し内容との整合を図っています。

# 2. 都市計画マスタープランの目的・役割

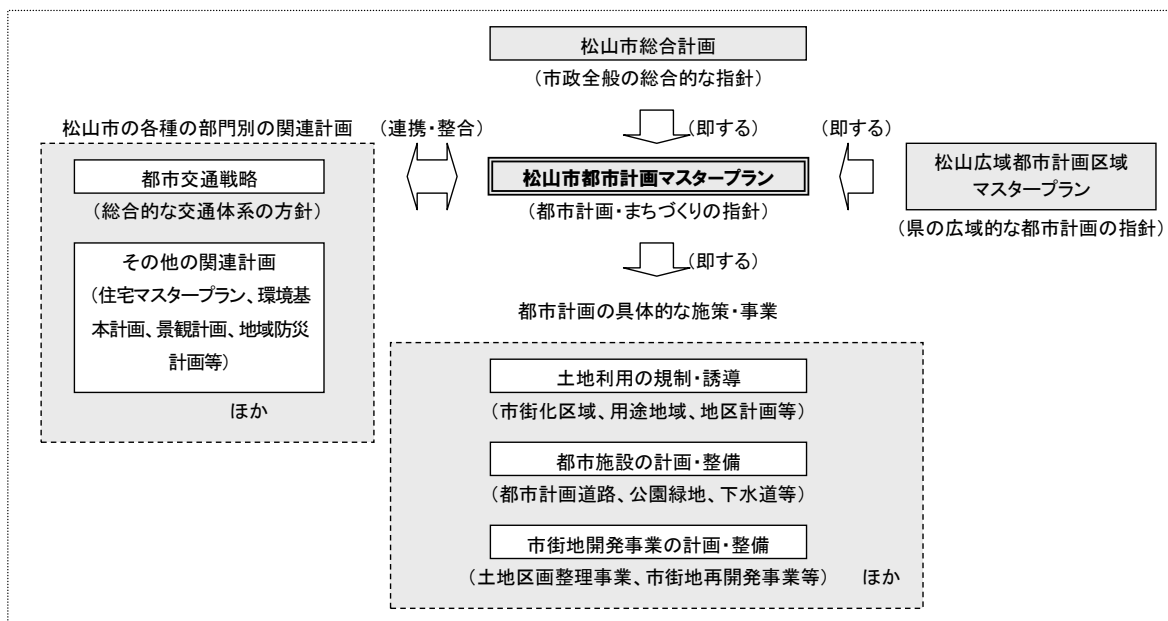
都市計画マスタープランは、都市計画法によって、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、各市町村で策定することが義務づけられています。

市町村の都市計画は、この都市計画マスタープランに即して実施する必要があり、都市計画を中心とする今後の都市づくりの根拠となる、重要な指針となります。

総合計画が市政全般にわたる総合的な指針であるのに対して、都市計画マスタープランは、土地利用や市街地整備、都市施設整備(道路、公園、河川、下水道等)、自然環境保全、景観形成、防災まちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針としての役割を果たすものです。

また、良好なまちづくりを実現していくためには、公民協働によるまちづくり活動の実践と、そのための将来ビジョン・目標の共有化が重要となります。都市計画マスタープランは、そのための指針としての役割も担うものとなります。

【都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係】



## 3. 計画の目標年次

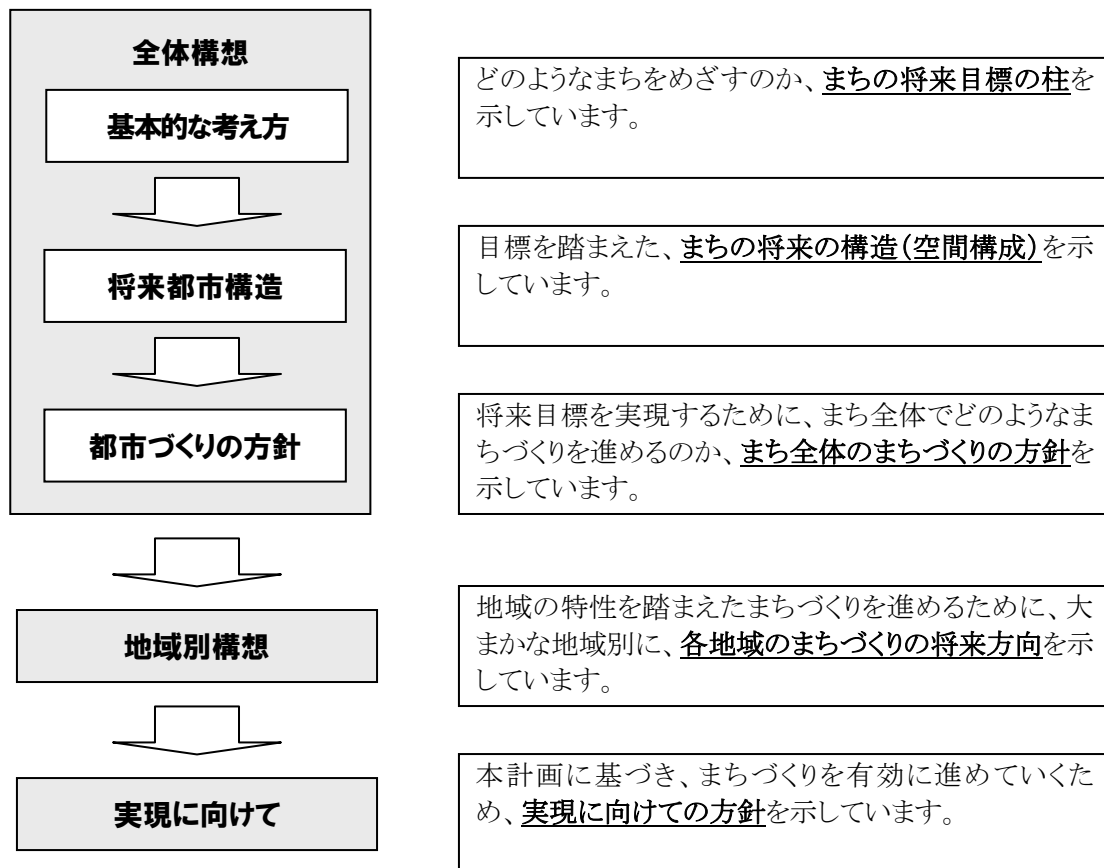
本計画の対象区域は、都市計画区域を中心としつつ、市全域を対象とします。

計画の目標年次は、概ね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、まちづくり及び都市計画の基本的方向を定めるものとします。

計画の目標年次:概ね 20 年後(平成 42 年度)

## 4. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランの構成は、以下のとおりです。



本計画に位置づけている施策の内容は、都市計画及びまちづくりの指針としての役割から、基本的な方針に関する記述を主な内容としており、今後の市民意向やまちづくり活動等の動向を踏まえつつ、具体化検討も含めて、実現をめざしていく方針です。

なお、全体構想や地域別構想において、具体的な施策・事業名が記載されているものは、関連計画等において、概ね 5 年以内に実施予定のもの等を限定的に記載しており、中長期的なものは記載しておりません。

